施		策	212 多様な世	212 多様な世帯に対応した、魅力的な住環境を形成する 部内優先順位							
事	業	名	区営住宅維持	区営住宅維持管理費 9							
			住字に困窮する	ミに困窮する低額所得者世帯に対して、区営住宅(東京都から移管を受けた公営住 主管課・係(担当)							
目		的	宅)を提供し、適	提供し、適正な維持管理を行うことで、入居者の生活の安定と福祉の増進を図 住宅課・公営住宅担当							
			る。	5608-6214							
対	象	者	区内に1年以上原	居住し、住宅	に困窮する低額	質所得者世帯					
根	拠 法	令	公営住宅法、公営			法施行規則、	 	 	住宅条例施行規則、関係要		
関	連計	画	綱等								
実	施基	準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制	・委託先	常勤3•委託先:	東京都住宅供給公社(修繕関係)		
事	業 内	容	維持管理を行って	京都から都営住宅(※おおむね100戸以下の小規模のもの)の移管を受け、区営住宅として区民に提供し、適正な 持管理を行っている。 理住宅及び戸数:5住宅・298戸							
			開始年度		平成7年度		終了予定				
経		過	・立花三丁目第 ・文花二丁目第ア ・錦糸一丁目第 ・墨田一丁目ア ・東向島五丁目	パート ニアパート パート	: 建設S60 : 建設H6	年 管理開始 年 管理開始 年 管理開始	H 8 年度 ' H 16年度 ' H 17年度 '	管理戸数48戸 管理戸数66戸 管理戸数91戸 管理戸数60戸 管理戸数33戸			
恙	会 質	問									
	云 貝 状										
	1/	<i>//</i> L									
			(他区の状況・年 ■ 3 民老草集	間スケジュー	ール・関連部署等	等)					
そ	の		●入居者募集 毎年7月に実施し								
十十二	-7 =5	TÓ	用予定者として決						居資格審査での合格者を使		

子	ダ算・決算	額推移(単	位:千円)	3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	現額(事業)	費)	133,258	135,027	157,200	35,108	123,555	120,062
Α	.決算額	(令和5年度)	は見込み)	108,571	118,471	131,203	33,418	95,267	120,062
			E	6,503	23,113	9,607		12,162	
財	源	者	鄁						
		その	D他	88,538	91,904	87,172	33,418	83,105	88,258
		一般財源		13,530	3,454	34,424	0	0	31,804
	執行率(%)		81.5%	87.7%	83.5%	95.2%	77.1%	100.0%	
	B.人コスト			18, 703	18, 703	16, 762	14, 352	20, 476	
	総事業決算額(A+B)			127, 274	137, 174	147, 965	47, 770	115, 743	
予	予算書P(令和5年度) P226			2-2	執行実績執	吸告書P(令	和4年度)	P16	7 2

予算・決算の	予算・決算の内訳(単位:千円)								
令和	令和3年度(決算)]4年度(決算	章)	令和5年度(予算)			
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額	
役務費	郵送料	67	需用費	印刷製本費等	206	役務費	郵送料	121	
委託料	維持管理委託	33,014	役務費	郵送料	99	委託料	維持管理委託	119,707	
使用料及び賃借料	消火器の借上げ	104	委託料	維持管理委託	94,729	負担金補助及び交付金	区分所有管理費	234	
負担金補助及び交付金	区分所有管理費	234	負担金補助及び交付金	区分所有管理費	234				

		指標	管理戸数				単位	戸
手	段に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	る指標	378	R7	目標	298	_	_	_
	助指標)	370	K7	実績	298	298	298	298
(/□=	到1日1示/		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	-	-	-	-	_	378
		実績	298	298	298			

成

区営住宅として管理している戸数を活動指標とする。

最終目標値は、現在の管理住戸数(5住宅・298戸)のほかに、第7次墨田区住宅マスタープランにおいて東京都から 区への移管目標としている対象住戸数(2住宅・80戸)を合わせた戸数とする。

果		指標	入居率(年度え	末時点)		_	単 位	%
	目的に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	対する指標	100	R7	目標	100	100	100	100
	(成果指標)	100	K7	実績	95.3	96.3	97.3	98.3
	(风木泪伝)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	100	100	100	100	100
		実績	08.3	02 Z	08.3			

指標の選定理由及び目標値の理由

入居者は住生活の安定が図られていると判断されるため、需要度を測る指標として、管理戸数に対する入居率を成 果指標とする(ただし、実績値は年度末時点の数値であるため、入居者の入退去のタイミングによっては空室として反 映されることがある。)。

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
	低額所得者世帯向けの住宅は今後も高い需要が見込まれることから、引き続き、区営住宅の適正な維持管理に努めていく。

課題・問題点

建物の老朽化が進んでいることから、臨時的な修繕の発生や経年劣化による設備交換の必要性が高まっている。今後も、墨田区営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な修繕費に加え、緊急対応に伴う財政負担の増加が予想される。

施		策	212 多様な世帯(二対応した 魅力的な	・仕彊培を形式	 する		部内優先順位		
	УПТ									
事	業 ———	名	高齢者個室借」	には任宅事業費				10		
目		的	区が借り上げた民間	アパートを住宅に困窮す	よう おいまま おいま はっぱい はんしゅう はんしょう しゅう しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	供することで、	高齢者の生	主管課・係(担当) 住宅課・居住支援担当		
				の安定確保及び福祉の増進を図る。						
対	象	者	区内に引き続き3年以満65歳以上(身体上の 歳以上の二人世帯の		に困窮している。 定める程度であ	以下の世帯 る場合には混	葛60歳以上)の.	単身者又は満65歳以上と60		
	拠法	-					上げ住宅条例が	拖行規則、墨田区高齢者個		
	連計	Ī	至借上け任名条例事	務取扱要領、第7次墨						
実	施基	準	区独自基準 実施	<mark>访法</mark> 一部委託	人員体制·	委託先	常勤4•委託先∷	東京都住宅供給公社(工事関係)		
事	業内	容	●管理戸数 176戸(単身用137戸、 ●建物管理 建物は住宅オーナー ●救急通報システム	6戸(単身用137戸、世帯用39戸)						
			開始年度	平成2年度		終了予定				
経		過	上げ、転貸する区独1・バブル崩壊後、立ち中で、今後生じる空き活用していくこととした。	自の緊急対策として開始 。退きを求められる高齢・ 家については、シルバ− こ。	台した。 者が激減したた ーピアと同様、住	め、平成8年度 宅に困窮して	その墨田区住宅 いる高齢者世	う、区が民間アパートを借り ミマスタープランの見直しの 帯向けの一般的な住宅として 査を複合した募集方法へと切		
	会 質 状		[平成27年決特] 落 [令和元年決特] 高 [令和2年予特] 高 [令和3年決特] 公 [令和3年11月] 高	募倍率の推移について せん者の実態把握につ 齢者向け住宅施策につ 齢者個室借上げ住宅の 営住宅の増設について 齢者個室借上げ住宅の 齢者住宅の確保につい	oいて [平成20 oいて [平成20 o供給について : o再構築につい p	6年決特・平 9年1定]借 、入居者死亡	成27年予特] 上げ住宅の供	法の見直しについて 借上げ基準の緩和について 給増について いいて		
そ 特		ان	●入居者募集 毎年6月実施。募集戸 度の高い者から順に		対象者を抽せん 定者としている。	。空き家が発		国窮度調査により、住宅困窮 順位者から住宅のあっせん		

予算	予算・決算額推移(単位:千円) 30年度					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	現額(事業)	費)	204,641	209,006	205,138	209,816	208,424	213,013
Α.	決算額	(令和5年度)	は見込み)	203,627	208,547	204,917	209,654	207,663	213,013
			E						
財	源	者	鄁	3,542	3,564	3,586	3,630	3,542	3,674
		そ0	の他	23,394	23,500	22,784	24,862	23,228	24,981
		一般財源		176,691	181,483	178,547	181,162	180,893	184,358
	執行率(%)		99.5%	99.8%	99.9%	99.9%	99.6%	100.0%	
	B.人コスト		12, 797	12, 797	11, 469	11, 434	10, 633		
	総事業決算額(A+B)			216, 424	221, 344	216, 386	221, 088	218, 296	
予算	予算書 P(令和5年度) P227 2-			2-5	執行実績執	吸告書P(令	和4年度)	P168	3 5

予算・決算の	予算・決算の内訳 (単位:千円)								
令和	令和3年度(決算)]4年度(決算	算)	令和5年度(予算)			
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額	
役務費	郵送料	73	役務費	郵送料	65	役務費	郵送料	80	
委託料	救急通報システム業務委託	7,627	委託料	救急通報システム業務委託	7,439	委託料	救急通報システム業務委託	7,756	
委託料	維持補修委託	4,041	使用料及び賃借料	維持補修委託	7,439	使用料及び賃借料	維持補修委託	7,969	
使用料及び賃借料	賃貸借料	184,411	使用料及び賃借料	賃貸借料	179,250	使用料及び賃借料	賃貸借料	183,752	
負担金補助及び交付金	住宅管理費	13,470	負担金補助及び交付金	住宅管理費	13,455	負担金補助及び交付金	住宅管理費	13,456	

	指標	管理戸数			単 位	戸	
 手 段 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	176	R7	目標	174	179	185	182
対する指標		107	実績	173	174	176	176
(活動指標)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	179	176	176	176	176	176
	実績	175	174	176			

事業

成

新規借上げが困難となってきていることを踏まえつつも、既存の木造物件やエレベーター未設置物件を対象物件から外していくなど、住宅の品質向上に努める必要がある。また、「すみだすまい安心ネットワーク」との整合を図り、一の体的な運営を目指していく。

果		指標	入居率(年度	末時点)			単 位	%
	目的に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	対する指標	100	R7	目標	100	100	100	100
	(成果指標)	100	11.7	実績	89.6	94.3	90.3	97.2
	(风木珀倧)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	100	100	100	100	100
		実績	93.8	94.8	91.5			

指標の選定理由及び目標値の理由

入居者は、住生活の安定が図られていると判断されるため、需要度を測る指標として、管理戸数に対する入居率を成果指標とする。(ただし、実績値は年度末時点の数値であり、入居者の入退去のタイミングによっては空室として反映されることがある。)

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
以告・見直しのつえ継続 	供給している住宅の応募倍率は非常に高く、今後も高い需要が見込まれることから、現時点において事業継続は必須であるが、コストの増大等の課題もある。今後は、「すみだすまい安心ネットワーク」を活用した効果的な居住支援策の構築も、併せて検討していく必要がある。

課題・問題点

- ・居室内での死亡事故等、高齢者の入居を不安視する住宅オーナーが多く、近年は新規借上げが困難になってきている。また、区が住宅オーナーに支払う家賃等の負担が大きく、借上げ戸数を増やすごとにコストも増大していく。このため、今後は、「すみだすまい安心ネットワーク」と一体的な運営を目指し、住宅の安定供給とコスト抑制の両立を図っていく必要がある。
- ・民間アパートを借り上げているため、木造、エレベーターなし、ユニットバス等、高齢者向け住宅として適していない物件がある。また、事業開始から30年以上経過しており、老朽化した住宅も増えている実態がある。今後、住宅の整理(取捨選択)を行い、全体としての品質の向上を図っていく必要がある。

施		策	212 多様な世	世帯に対応し	た、魅力的な	は住環境を形成	述する		部内優先順位
事	業	名	シルバーピス	・ルバーピア維持管理 11 11					
									主管課・係(担当)
目		的	住宅に困窮する建設し、又は、借	高齢者に対し もけて埋供す	,て、高齢者の ナスニレに トル	特性に配慮した	安全で利便性	の高い住宅を 継を図る	住宅課・居住支援担当
			生成し、人は、旧	上げて促択す	9 0 CC CC 5 9	、(の工冶の文		正と四の 。	5608-6214
対	象		区内に引き続き 満65歳以上(身(以上の二人世帯	本上の障害の				満60歳以上)の [』]	単身者又は65歳以上と60歳
根	拠 法	令	公営住宅法、東江	 京都シルバー	 ピア事業運営	: 要綱、墨田区:		:例、墨田区シル	レバーピア条例施行規則、墨
関	連 計		田区シルバーピ						
実	施基	準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制	・委託先	常勤3•委託先∷	東京都住宅供給公社(工事関係)
事	業内	容	●管理戸数 直接建設:2棟33 ●設備構造 段差の解消、手 ●ワーデン(生活 各住宅に住み込 対応等を行ってし れる仕組みとなっ	接建設:2棟32戸、借上型:4棟70戸、計6棟102戸					
			開始年度		平成5年		終了予定		
経		逈	ミルバーハイル	△八広:直接頭 △墨田:借上型 △本所:借上型 △押上:借上型	建設 管理開始 型 管理開始H 型 管理開始H 型 管理開始H	3H6.5.1 管理) 6.3.16 再借上 10.8.1 再借上 11.4.1 再借上	三数12戸(単身 H26.1.1 管理 H30.7.1 管理 H31.3.1 管理	/用) !戸数18戸(単身 !戸数15戸(単身 !戸数19戸(単身	計 用)
	会 質 状	問況	[平成28年1定] ワーデンの取扱いについて [平成29年決特] シルバーピアの増設について、入居待機者の入居先について、 保証人がいない場合の対応について [平成30年1定] 認知症患者の収入報告義務の緩和について [令和2年2月] 民法改正に伴う連帯保証人規定の削除について [令和4年決特] ワーデンの取扱いについて						
そ	の	他	(他区の状況・年 ●入居者募集	間スケジュー	・ル・関連部署	等)			
特	記事	頂	毎年6月実施。募	募集戸数と同 都度、順位の	数の資格審査 高い順に住宅	対象者を抽選でのあっせんを行	「選定し、資格 う。募集戸数1	審査の合格者を は空きを見込ん	を入居予定者に決定する。空 だ戸数を設定している。

3	予算・決算額推移(単位:千円)			3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	現額(事業)	費)	107,632	109,715	115,152	110,107	109,489	117,082
/	4.決算額	(令和5年度)	は見込み)	107,006	108,435	112,568	107,672	108,393	117,082
		[E	8,031	16,226	19,281	18,828	18,866	21,488
財	源	者	鄁	9,638	6,337	4,620	4,670	4,630	4,664
		その	D他	17,277	18,116	17,891	18,048	17,245	17,181
		一般財源		72,060	67,756	70,776	66,126	67,652	73,749
	執行率(%)		99.4%	98.8%	97.8%	97.8%	99.0%	100.0%	
		B.人コスト		12, 797	12, 797	11, 469	11, 434	8, 997	
	総事業決算額(A+B)		119, 803	121, 232	124, 037	119, 106	117, 390		
子	予算書P(令和5年度) P227			2-3	執行実績執	吸告書P(令	和4年度)	P167	7 3

予算・決算の	予算・決算の内訳(単位:千円)								
令和]3年度(決算	章)	令和	14年度(決算	章)	令和5年度(予算)			
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額	
需用費	光熱水費	465	需用費	光熱水費	573	需用費	光熱水費	645	
役務費	通信運搬料	359	役務費	通信運搬料	306	役務費	通信運搬料	359	
委託料	施設管理委託料	14,259	委託料	施設管理委託料	14,912	委託料	施設管理委託料	15,449	
"	生活援助員	9,762	"	生活援助員	10,715	"	生活援助員	11,304	
	住宅借上料	73,168	使用料及び賃借料	住宅借上料	73,168	"	高架水槽取替工 事対応経費	920	
負担金補助及び 交付金	共益費	8,786	負担金補助及び交付金	共益費	8,700	使用料及び賃借料	住宅借上料	73,755	
"	エレベーター工事 対応経費	875	"	生活援助員研修 参加費	20	"	高架水槽取替工 事対応経費	5,486	
						負担金補助及び 交付金	共益費	9,077	
						"	生活援助員研修 参加費	88	

		指 標	管理戸数		_		単 位	戸
手 [ショウラッショウ (C)	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		102	R7	目標	102	102	102	102
	る指標	102	107	実績	102	102	102	102
(活動 	」指標)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	102	102	102	102	102	102
		実績	102	102	102			

事 業 果

成

新たな建設又は借上げは困難であるため、建物の老朽程度に応じて維持補修を行い、現在の管理戸数を可能な限り の長い期間維持していくことを目指す。

1	指標	入居率(年度	末時点)	単位	%		
目的に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指標		R7	目標	100	100	100	100
(成果指標		11.7	実績	98.0	88.2	88.2	92.2
(风木珀倧)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	100	100	100	100	100	100
	実績	88.2	86.3	90.2			

指標の選定理由及び目標値の理由

入居者は、住生活の安定が図られていると判断されるため、需要度を測る指標として、管理戸数に対する入居率を成 果資料とする。(ただし、実績値は、年度末時点の数値であり、入居者の入退去のタイミングにより空き室として反映さ れることがある。)

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
	高齢者のための設備等が配慮された住宅は、今後も高い需要が見込まれることから、引き続き、シルバーピアの適正管理に努めていく。

課題・問題点

事業開始から約30年が経過しており、設備の老朽化による修繕や長期間居住していた居室の原状復帰工事等により、 費用負担が増加傾向にある。

施		策	212 多様な世	帯に対応した、魅力的な	は住環境を形成する		部内優先順位			
事	業	名	高齢者等住宅							
目		的	物取引業協会第三	こ困窮する高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し、公益社団法人東京都宅地建 引業協会第三ブロック墨田区支部(以下「宅建墨田区支部」という。)の協力により をあっせんし、生活の安定を図る。 <u>主管課・係(担当)</u> 住宅課・居住支援担当 5608-6214						
対	象	者	区内に引き続き14歳以上の単身者又 帯	年以上居住しており、立ち スは満65歳以上の者を含む	ら退き等により自力で民間アパ む満60歳以上の者のみで構成	ートを探すこと される世帯)、『	が困難な高齢者世帯(満65 障害者世帯及びひとり親世			
関	拠 法 連 計	画			綱、第7次墨田区住宅マスター	プラン				
実	施基	準	区独自基準 男	<mark>実施方法</mark> 直営	人員体制・委託先		常勤2			
事	業内	容	部の協力により、見 ●事務の流れ 1 利用希望者は 2 区は、申請受 3 住宅あっせん 4 宅建墨田区式 介する。	民間賃貸住宅をあっせんでは、区に住宅あっせんの申せ後、住宅あっせん実施を実施する場合、区は宅を部加入の不動産店は、ま		を支援する。 を依頼する。 =場合、申請者	に物件を紹介し、契約を仲			
経		過	締結し、本事業を ・バブル崩壊後、立 齢者が自力で住ま しの中で、立ち退き ・平成22年度の第	開始した。 立ち退きを求められる高齢 ミいを確保することは困難 きを求められた高齢者世帯	終了予定 められた高齢者世帯に住まいる は 激減したものの、高齢者な状況にあった。そこで、平成 すの緊急移転先確保のためのが プランの見直しの中で、対象者	世帯に住まいる 8年度の墨田区 施策として、本語	を提供する家主は少なく、高 医住宅マスタープランの見直 事業を継続することとした。			
議の	会 質 状	问	[令和元年決特] 7 [令和2年決特] あ	事業の実績について 高齢者向け住宅施策につ あっせんの成約率について 事業の実績について	いて					
そ 特	の 記事		(他区の状況・年間 ・毎年度、宅建墨E	引スケジュール・関連部署 田区支部との協定を継続し	等) している。					

予算・決算	予算・決算額推移(単位:千円)		3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算	現額(事業)	費)	1,194	1,301	1,103	1,495	1,303	1,253
A.決算額	(令和5年度)	は見込み)	1,110	1,210	1,023	1,364	1,217	1,253
	Ш	E						
財源	者	鄁						
	₹0	D他						
	一般財源		1,110	1,210	1,023	1,364	1,217	1,253
į	執行率(%)		93.0%	93.0%	92.7%	91.2%	93.4%	100.0%
	B.人コスト		3, 937	3, 937	3, 529	3, 518	2, 454	
総事	総事業決算額(A+B)		5, 047	5, 147	4, 552	4, 882	3, 671	
予算書P(名	予算書 P(令和5年度) P228			執行実績報	吸告書P(令	和4年度)	P168	8 6

予算・決算の	予算・決算の内訳(単位:千円)								
令和	03年度(決算	章)	令和	04年度(決算	拿)	令和5年度(予算)			
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額	
報償費	緊急時協力金	1,250	報償費	緊急時協力金	1,100	報償費	緊急時協力金	1,050	
"	宅建協会協力謝礼	100	"	宅建協会協力謝礼	100	"	宅建協会協力謝礼	100	
役務費	通信運搬料	14	役務費	通信運搬料	17	役務費	通信運搬料	23	
保証·補填賠償金	滞納家賃の補填	0	保証·補填賠償金	滞納家賃の補填	0	保証·補填賠償金	滞納家賃の補填	80	

	指標		あっせん	単位	件		
手 段 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指標	60	R7	目標	50	50	50	60
(活動指標)	00	11.7	実績	44	63	77	95
(加勤油保)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	60	60	60	60	60	60
	実績	80	77	82	-		

申請を民間賃貸住宅の契約に結び付けることで、申請者の居住継続へとつながり、居住の安定確保が図られる。目標値は、過去の成約率の平均値をもとに設定した。

事 業 の 成 果

=		指標		申請件数に対	対する成約率		単 位	%
	目的に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	対する指標	26	R7	目標	20	20	20	20
	(成果指標)	20	1(7	実績	18.2	23.8	26.0	23.2
	(风木珀倧)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	20	20	22	24	26
		実績	22.5	32.5	29.3			

指標の選定理由及び目標値の理由

申請を民間賃貸住宅の契約に結び付けることで、申請者の居住継続へとつながり、居住の安定確保が図られる。目標値は、過去の成約率の平均値をもとに設定した。その後、令和4年度策定の第7次墨田区住宅マスタープランの中で、令和5年度から令和14年度までの10年間で成約率を38.0%に伸ばすことを目標に設定したため、令和5年度以降は毎年度2%ずつ増となっていくよう数値を改めた。

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
	「すみだすまい安心ネットワーク」をさらに実効性あるものとしていく中で、本制度との統合や住み分けを検討するが、生活保護受給者など当該ネットワークの対象外となる高齢者等のために事業を継続する必要がある。

課題・問題点

宅建墨田区支部加入の不動産店の協力により、迅速な対応が図れる一方、条件の不一致等により成約に至らないケースも多いため、他の入居支援策との統合等、効果的な見直しが求められる。

事業 名 民間賃貸住宅改修支援事業費 13 高齢者世帯等及び住宅確保要配書者の安全かつ安心な居住環境の確保のため、民間 賞貸生宅の改修を支援し、もって高齢者世帯等及び住宅確保要配慮者向け住宅の確保及び供給を促進する。 おきまった。		令和5年度 事務事業評価シート ついっしゅう マー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー										
■ 高齢者世帯等及び住宅障保要配慮者の安全かつ安心な原住環境の確保のため、民間 質質性宅の改修を支援し、もって高齢者世帯等及び住宅障保要配慮者向け住宅の確保及び供給を促進する。	施		策	212 多様な世帯に対応した、魅力的な住環境を形成する	部内優先順位							
問題	事	業	名	民間賃貸住宅改修支援事業費	13							
日 的 異質性宅の改修を支援し、もって高齢者世帯等及び住宅確保要配慮者向け住宅の確保及び供給を促進する。				高齢者世帯等及び住宅確保要配慮者の安全かつ安心な居住環境の確保のため、民	主管課・係(担当)							
## おお食性をの所有者(個人、中小企業者) 接	目		的	賃貸住宅の改修を支援し、もって高齢者世帯等及び住宅確保要配慮者向け住宅の確								
根 扱 法 令 第7次墨田区住宅マスタープシー 要田区民間賃貸住宅改修支援事業実施要綱 置田民民間賃貸住宅改修支援事業(世で確保要配庭者型)実施要網 置田民民間賃貸住宅改修支援事業(出下「基本事業」という。) 1				休及び供稿を促進する。	5608-6215							
関連 計画 無田区民間質貨性宅砂修支援事業(独定権保要配慮者型)実施要網 東施 基 準 区独自基準 実施方法 直営 人具体制・委託先 常動1 ● 事業内容 「1) 民間賃貸住宅の修支援事業(以下「基本事業」という。) (2) 民間賃貸住宅の修支援事業(住宅権保要配慮者型)(以下「SN事業」という。) 1 対象住宅 区内の民間賃貸住宅(法・法・法・法・法・法・法) (2) 日間賃貸住宅の修支援事業(住宅権保要配慮者型)(以下「SN事業」という。) 1 対象住宅 区内の民間賃貸住宅(法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・法・	対	_										
到連訂 画 型田区民間賃貸住宅改修支援事業(住宅確保要配店者型)実施要網			1	墨田区民間賃貸住宅改修支援事業実施要綱								
●事業内容 (1) 民間賃貸住宅改修支援事業(出下経本事業」という。) (2) 民間賃貸住宅改修支援事業(住宅確保要配慮者型)(以下「SN事業」という。) 1 対象住宅 区内の民間賃貸住宅(水造・非水造) 2 申請条件 耐震性があると。工事契約は区内集者と締結。住民税を滞納していないこと。 (1) 基本事業 改修後、都に登録を行い、10年間住宅の用に供すること。 (2) SN事業 改修後、都に登録を行い、10年間住宅で開ににすること。 (3) 入居対象者 (1) 基本事業 高齢者世帯等 (高齢者世帯・障害者世帯、子育て世帯、ひとり親世帯等) 家賃低廉化補助無 (2) SN事業 住宅確保要配慮者 (所得が一定基準以下である高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、ひとり親世帯等) 有 4 補助内容 (1) 基本事業 次の改修工事に対して経費の一部補助を行う。 ア 住戸部分パリアリー化改修工事・住戸内の手すりの設置、段差の解消等を行う工事 イ 共用部分パリアリー化改修工事・共用廊下の段差の解消、共用階段の勾配の緩和、滑り止め化等を行う工事。 2) SN事業 ア 活用検討貨補助 対象住宅の空き住戸の専用住宅化に要する改修費用、維持費等の概算算出に係る委託に要する費用の補助 対象住宅の空き住戸の専用住宅化に要する改修費用、維持費等の概算算出に係る委託に要する費用の補助 の終工事書機制の対象となる「改修の計画」及び「改修図画の作成」に係る委託に要する費用の補助 ので終工事に対して経費の一部補助を行う (7) 住戸の専用住宅化工事:台所、侵所、収納設備、浴室の設置、子育て仕様工事 (4) 共用部分パリアフリー化改修工事:共用廊下の設差の解消、共用階段の勾配の緩和、滑り止め化等を行う エ事 (1) リフォーム工事:屋根、外壁等の共用部分の改修工事・(1) 中請の流れ 補助申請一補助決定一工事契約、着手→工事完了、支払→交付申請、住戸登録申請→交付決定、補助金交付 開始年度 平成23年4月 制度開始(随時募集) 平成23年度 終了予定 平成23年4月 制度開始、対象住宅、対象工事及び補助金上限額を拡充 令和5年4月 制度拡充 対象住宅、対象工事及が補助金上限額を拡充 令和5年4月 制度拡充 対象住宅、入居者を拡充 有和5年4月 制度拡充 対象住宅、入居者を拡充 有和5年4月 制度拡充 対象住宅、入居者を拡充 有和5年4月 制度拡充 対象住宅、入居者を拡充 (1) 本制度の活用について(住宅国商者に住宅提供すべき) の 他			画	墨田区民間賃貸住宅改修支援事業(住宅確保要配慮者型)実施要綱								
(1) 民間賃貸住宅政修支援事業(以下「基本事業」という。) (2) 民間賃貸住宅政修支援事業(以下「基本事業」という。)) 対象住宅 区内の民間賃貸住宅(木造・非木造) 2 申請条件 嗣辰性があること。工事契約は区内業者と締結。住民税を滞納していないこと。 (1) 基本事業 改修後、配に登録を行い、10年間間負債をの用に供すること。 (2) SN事業 改修後、都に登録を行い、10年間賃貸住宅の用に供すること。 (3) 入居対象者 (1) 基本事業 高齢者世帯等 (高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、ひとり親世帯等) 家賃低廉化補助無 (2) SN事業 住宅確保要配慮者 (所得が一定基準以下である高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、ひとり親世帯等) 有 4 補助内容 (1) 基本事業 (所得が一定基準以下である高齢者世帯、障害者世帯、子育で世帯、ひとり親世帯等) 有 4 補助内容 (1) 基本事とは、日本で表して経費の一部補助を行う。 ア 住戸部がパリアフリー化改修工事・住戸内の手すりの設置、段差の解消等を行う工事、	実 —	施基	-		常勤1 							
平成23年4月 制度開始(随時募集) 平成26年4月 制度拡充 対象住宅、対象工事及び補助金上限額を拡充 令和3年3月 制度拡充 住宅確保要配慮者専用住宅への改修工事に対する補助制度を拡充 令和5年3月 第7次墨田区住宅マスタープランにおいて、目標値(今後の改修住戸数)を設定 令和5年4月 制度拡充 対象住宅、入居者を拡充 [平成28年1定] 本制度のひとり親世帯への拡充について の 状 況 「令和2年3月予特」本制度の活用について(住宅困窮者に住宅提供すべき) そ の 他	事	●事業内容 (1) 民間賃貸住宅改修支援事業(以下「基本事業」という。) (2) 民間賃貸住宅改修支援事業(住宅確保要配慮者型)(以下「SN事業」という。) 1 対象住宅 区内の民間賃貸住宅(木造・非木造) 2 申請条件 耐震性があること。工事契約は区内業者と締結。住民税を滞納していないこと。 (1) 基本事業 改修後、区に登録を行い、10年間賃貸住宅の用に供すること。 (2) SN事業 改修後、都に登録を行い、10年間賃貸住宅の用に供すること。 3 入居対象者 (1) 基本事業 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、ひとり親世帯等) 家賃低廉化補助無 (2) SN事業 住宅確保要配慮者 (所得が一定基準以下である高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、ひとり親世帯等) 有 4 補助内容 (1) 基本事業 次の改修工事に対して経費の一部補助を行う。 ア 住戸部分パリアフリー化改修工事・往戸内の手すりの設置、段差の解消等を行う工事 イ 共用部分パリアフリー化改修工事・共用廊下の段差の解消、共用階段の勾配の緩和、滑り止め化等を行う工事 エ リフォーム工事・屋根、外壁等の共用部分の改修工事 (2) SN事業 ア 活用検討費補助 対象住宅の空き住戸の専用住宅化に要する改修費用、維持費等の概算算出に係る委託に要する費用の補助 の な修工事費補助の対象となる「改修の計画」及び「改修図面の作成」に係る委託に要する費用の補助 ウ 次の改修工事に対して経費の一部補助を行う (7) 住戸の専用住宅化工事・合所、便所、収納設備、浴室の設置、子育て仕様工事 (1) 共用部分パリアフリー化改修工事・共用廊下の段差の解消、共用階段の勾配の緩和、滑り止め化等を行う工事 (1) 共用部分パリアフリー化改修工事・共用廊下の段差の解消、共用階段の勾配の緩和、滑り止め化等を行う工事 (1) リフォーム工事・屋根、外壁等の共用部分の改修工事										
平成26年4月 制度拡充 対象住宅、対象工事及び補助金上限額を拡充 令和3年3月 制度拡充 住宅確保要配慮者専用住宅への改修工事に対する補助制度を拡充 令和5年3月 第7次墨田区住宅マスタープランにおいて、目標値(今後の改修住戸数)を設定 令和5年4月 制度拡充 対象住宅、入居者を拡充 同 [平成28年1定] 本制度のひとり親世帯への拡充について [令和2年3月予特] 本制度の活用について(住宅困窮者に住宅提供すべき) で の 他												
議会質問 [平成28年1定] 本制度のひとり親世帯への拡充について の 状況 「令和2年3月予特」本制度の活用について(住宅困窮者に住宅提供すべき) その 他	経		過	平成26年4月 制度拡充 対象住宅、対象工事及び補助金上限額を拡充 令和3年3月 制度拡充 住宅確保要配慮者専用住宅への改修工事に対する補助制 令和5年3月 第7次墨田区住宅マスタープランにおいて、目標値(今後の改修住戸数	. – .							
<mark>の 状況</mark> [[章和2年3月予特] 本制度の活用について(任宅困躬者に任宅提供すべき) <mark>そ の 他</mark>	議	会 質										
	の	一 具 状	況	十成20十 走」 平前度のいてが税単帝への拡充について 令和2年3月予特] 本制度の活用について(住宅困窮者に住宅提供すべき)								
<mark>特記事項</mark>	そ	の	他									
	特	記事	項									

予算・決算	算額推移 (単	位:千円)	3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算	現額 (事業)	費)	5,201	1	2,601	4,702	6,102	7,900
A.決算額	(令和5年度)	は見込み)	4,535	1	2,407	1,952	700	7,900
	[E					250	1,450
財源	者	鄁					125	500
	₹0	の他						
	一般財源		4,535	1	2,407	1,952	325	5,950
	執行率(%)		87.2%	100.0%	92.5%	41.5%	11.5%	100.0%
	B.人コスト		3, 937	3, 937	4, 411	4, 398	4, 089	
総事	総事業決算額(A+B)			3, 938	6, 818	6, 350	4, 789	
予算書P(名	和5年度)	P228	2-10	執行実績幸	B告書P(令和	[4年度]	P168	13

予算・決算の内訳(単位:千円)

令和]3年度(決	算)	令和]4年度(決	算)	令和5年度(予算)			
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額	
役務費	郵送料	2	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	0	
負担金補助及び交付金	改修費	1,950	負担金補助及び交付金	改修費	700	負担金補助及び交付金	改修費	7,900	

	指標	補助により改作	多を行った住戸	数	単 位	戸	
手 段 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指標	95	R14	目標	20	24	28	32
(活動指標)	90		実績	16	18	21	21
(加勤油保)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	36	40	44	32	39	46
	実績						

指標の選定理由及び目標値の理由

対象となる民間賃貸住宅の住戸を改修することで、対象世帯向け住戸の確保及び供給の促進状況が図れるため。第 事業のフクタ墨田区住宅マスタープランにおいて、R5~14年度で70戸の目標値を設定したため、修正した。

成果

1		指標	改修後の住戸		単 位	世帯		
	的に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
	「る指標	86	R14	目標	20	24	28	32
	果指標)	00		実績	13	13	14	14
(אגו	木油保)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	36	40	44	23	30	37
		実績	14	14	16			

指標の選定理由及び目標値の理由

改修した住戸への対象世帯の居住が進むことで、安全安心な住まいが確保されたと判断されるため。R4までは3か月以上空き住戸の場合は対象外の世帯の入居を認めていたが、R5からはこの取扱いを廃止したため、実績を踏まえ目標値を修正した。

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	住宅確保要配慮者向けの住宅を確保する必要性は高いが、実績が伸びないため、令和5年度から、対象住宅及び入居対象者を拡充し改善を図った。 今後、事業を進める中で検証を行い、必要に応じて改善及び見直しを実施する。

課題・問題点

墨田区住宅マスタープラン改定基礎調査報告書(令和3年度)によると、区内には賃貸住宅用の空き家が1万戸以上あるが、本制度を活用した入居対象者向け住宅の確保及び供給に至っていない。今後は区内関連団体と連携を図り本事業のPRを強化して、改修に結び付ける必要がある。

令和5年度 補助金評価シート

補名	助	金 称	民間賃貸住宅改修支援事業補助金	主管課・係(担当)						
根	拠法	令	墨田区民間賃貸住宅改修支援事業実施要綱、墨田区民間賃貸住宅改修支援事業(住宅確保要配慮者型)実施要綱	住宅課・計画担当						
補	助概		「墨田区民間賃貸住宅改修支援事業実施要綱」に基づき、民間賃貸住宅のバリアフリー化等の改修に要する経費の一部を補助する。 「墨田区民間賃貸住宅改修支援事業(住宅確保要配慮者型)実施要綱」に基づき、民間賃貸住宅をセーフティネット専用住宅への改修等やバリアフリー化等の改修に要する経費の一部を補助する。	5608–6215						
目			高齢者世帯等及び住宅確保要配慮者の安全かつ安心な居住環境の確保のため、民間賃貸住宅の 齢者世帯等及び住宅確保要配慮者向け住宅の確保及び供給を促進する。	改修を支援し、もって高						
対		象	対象住宅の所有者(個人、中小企業者)							
基		準	区独自基準							
補	助条	€ 件	●補助対象住宅 ・区内に所在する1戸以上の賃貸住宅又は、空き家 ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物については耐震診断を実施し、同時に耐震改修工ない。 ・現に1戸以上の空き住戸があること又は改修工事によって新たに1戸以上の空き住戸が生●補助要件 ・補助対象者が住民税を滞納していないこと。 ・改修工事は区内業者と工事請負契約を結び施行すること。 等 ●申請の条件 (①または②及び③を満たすこと) ①な修後、区に登録を行い、区内に居住している高齢者世帯等に賃貸すること。 ②セーフティーネット専用住宅として都へ登録を行い、住宅確報要配慮者世帯へ賃貸するこ3登録後、10年間は賃貸住宅の用に供すること。 ●補助内容 ・住戸部分バリアフリー化改修工事 エ事費の3分の2。1戸当たり20万円(便所、浴室を設置する場合は30万円)を限度とす・共用部分パリアフリー化改修工事 エ事費の3分の2。1棟当たり100万円を限度とする。・リフォーム工事 エ事費の3分の2。1棟当たり100万円を限度とする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ずること。 等						
			開始年度 平成23年度 終了予定							
経		過	平成23年4月 制度開始(随時募集) 平成26年4月 制度拡充 対象住宅、対象工事及び補助金上限額を拡充 令和3年3月 制度拡充 住宅確保要配慮者専用住宅への改修工事に対する補助制度を拡充 令和5年3月 第7次墨田区住宅マスタープランにおいて、目標値(今後の改修住戸数)を設定 令和5年4月 制度拡充 対象住宅、入居者を拡充							
議の	会 質 状	問況	[平成28年1定] 本制度のひとり親世帯への拡充について [令和2年3月予特] 本制度の活用について (住宅困窮者に住宅提供すべき)							
	の 記事									

3	予算・決算額推移(千円)	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算額(事業費)	5, 201	1	2, 601	4, 702	6, 102	6, 102
決算	算額(令和5年度は見込み)	4, 535	1	2, 407	1, 952	700	6, 102
	国					250	1,450
財源	都					125	500
	その他						
	一般財源		1	2,407	1,952	325	4,152
	執行率(%)	87.2%	100.0%	92.5%	41.5%	11.5%	100.0%

		指標	補	助により改修	を行った住戸	数	単位	戸			
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1			
		95	R14	目標	20	24	28	32			
	手段に	95	K14	実績	16	18	21	21			
	対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7			
	(活動指標)	目標	36	40	44	32	39	46			
		実績	23	24	25						
		指標の選定理由及び目標値の理由									
補助金の		対象となる民間賃貸住宅の住第7次墨田区住宅マスタープ						図れるため。			
成果		 指標 	指標 改修後の住戸に対象者が入居した世帯数 単位 世界								
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1			
		86	R14	目標	20	24	28	32			
	目的に		1/14	実績	13	13	14	14			
	対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	目標	36	40	44	23	30	37			
	(成果指標)	実績 	14	14	16						
		指標の選定理由及び目標値	の理由								
		改修した住戸への対象世め。R4までは3か月以の取扱いを廃止したため	上空き住戸の	の場合は対象	外の世帯の						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	住宅確保要配慮者向けの住宅を確保する必要性は高いが、実績が伸びないため、令和5年度から、対象住宅及び入居対象者を拡充し改善を図った。 今後、事業を進める中で検証を行い、必要に応じて改善及び見直しを実施する。

課題・問題点

墨田区住宅マスタープラン改定基礎調査報告書(令和3年度)によると、区内には賃貸住宅用の空き家が1万戸以上あるが、本制度を活用した入居対象者向け住宅の確保及び供給に至っていない。今後は区内関連団体と連携を図り本事業のPRを強化して、改修に結び付ける必要がある。

施		策	212 多様な世帯に	対応した、魅力的な	は住環境を形成	或する こうしょ		部内優先順位					
事	業	名	住宅修築資金融資	資あっせん事業	費			14					
			「墨田区住宅修築資金					主管課・係(担当)					
目		的	不足する区民に対し、取 築等の実施につなげる。				金確保及び修	住宅課・計画担当					
			来寺の天旭に りなける	ことで、区民の住宅	現場以古で囚る	0		5608-6215					
対	象		日宅の修築等を行う資金が不足する者										
	拠法	カバス生の世には、バステングラン											
	連計			N	1号/44	・委託先		245 #4L -4					
夫	施基	华	区独自基準 実施方 ●融資実行までの流れ		人貝仰削	*安武尤		常勤1					
事	業内	容	●職員実行までの流れ ・申請者からあっせん申込書を受領後、区は信用金庫へ申請者を紹介する。 ・信用金庫は、申請者に対し、融資の実行について審査し、区に回答する。 ・区は回答書を申請者に送付し、申請者は回答書を受領後1か月以内に当該工事に着工する。 ・工事完了後、区は現地調査を行う。 ・区は、現地調査により、工事の完了を確認し、信用金庫へ工事が完了した旨を通知する。 ・信用金庫は、通知を受領後、申請者と融資契約を締結し、融資を実行する。 ●利子等の補助について ・区は、申請者に対して信用保証料の補助を行うとともに、年3回融資あっせん区分(特別(高齢者・障害者)、道路交通騒音防止、防災対策、アスベスト対策、子育て世帯等)に応じ、半額から全額の利子補助を行う。 ※「子育て世帯等」は、令和5年度から追加										
			開始年度	昭和52年度		終了予定							
経			[昭和53年度]環境対策(交通騒音)、防災対策(ブロック塀)融資を追加 [平成8年度]防災対策融資に区の耐震診断助成を受けた上で実施する耐震改修を追加 [平成11年度]墨田区緊急経済対策(第2次)の一つとして、リフォーム市場の活性化を目的とした貸付限度額の引上 げ、融資利率(本人負担率)の引下げを実施(平成13年3月31日まで) [平成17年度]貸付区分に吹付けアスベスト除去等対策融資を追加 [平成19年度]利率を2.6%に引上げ。利子について、特別・道路交通騒音防止は半額補助、防災対策・アスベスト対策 は全額補助 [平成23年度]東日本大震災により被害を受けた区民に対し、震災復旧住宅修築資金制度を実施。罹災住宅改修は 利子全額補助(平成23年9月31日まで) [平成25年度]住宅融資保険制度の改正に伴う見直し。連帯保証人を廃止するとともに、(独)住宅金融支援機構の住 宅融資保険への加入から一般社団法人しんきん保証基金との保証委託契約の締結に変更 [平成29年度]利率を2.0%に引下げ [令和2年度~4年度]新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から高齢者・障害者のいる世帯が新しい生活様式 に対応するため修築をする場合に、融資あっせんの利子補助を通常の半額から全額とした(令和2年10月1日~令和 5年9月30日)。 [令和3年度]①特別区分障害者の対象拡大②年齢要件を「20歳以上」から「18歳以上」に引下げ [令和4年度]①申請時における対象住宅への居住要件を廃止、②融資あっせんの種類に「子育て世帯等」を追加、③ 特別区分の利子補助率を1/2から所得制限を設けたうえで全額補助に変更(令和5年度開始)										
	会 質 状	問。	 [平成30年第3定]アスペ [平成30年第4定]ブロッ	スト除却費等の助成 ク塀除去費の助成に	 或について こついて								
のそ	1人 の			平成30年第4定]ブロック塀除去費の助成について 他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)									
_	記事		・利子補助は6月、10月										

予管	りゅう ション・ション ション・ション ション・ション ション・ション ション・ション ション・ション アイ・カー・ション ション・ション アン・ション アン・アン・ション アン・アン・ション アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	額推移(単位	位・千円)	3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
J 7				3 0 十/文	עודים לחוינו		7/L 5 T/X	ארד ו חוינו	ארד כ ווינו
	予算現額(事業費)				1,033	1,272	1,683	1,522	3,294
A.>	夬算額	(令和5年度)	は見込み)	952	1,021	736	1,462	1,310	3,294
			E						
財	源	者	都						
		~0	D他						
		一般財源		952	1,021	736	1,462	1,310	3,294
	=	執行率(%)		88.4%	98.8%	57.9%	86.9%	86.1%	100.0%
	B.人コスト			1, 969	1, 969	3, 529	3, 518	3, 272	
	総事業決算額(A+B)			2, 921	2, 990	4, 265	4, 980	4, 582	
予算書P(令和5年度) P226			2-1(2)	執行実績執	吸告書P(令	和4年度)	P16	7 1	

予算・決算の内訳(単位:千円)											
令和	03年度(決算	章)	令和	04年度(決算	拿)	令和5年度(予算)					
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額			
役務費	郵送料	22	役務費	郵送料	19	役務費	郵送料	51			
負担金補助及び交付金	利子、保証料補助	1,440	負担金補助及び交付金	利子、保証料補助	1,291	負担金補助及び交付金	利子、保証料補助	3,183			
						需用費	チラシ作成料	28			
						使用料及び賃借料	会場使用料	32			

		指標	融資あっせんの	の決定件数	単 位	件		
手	段に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	「る指標	15	R14	目標	3	3	3	3
	動指標)	2		実績	1	1	4	4
(/□=	到旧你人		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	3	3	3	15	15	15
		実績	4	9	3			

毎年一定程度、融資のあっせんを行うことで、区民の住宅環境の改善を目指す。令和5年度から事業の拡充を図った事業の、ため、目標値を変更する。

成果

2		指標	総合的な住宅 (墨田区住宅、	の満足度 マスタープランさ	単位	%					
目的	に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1			
対する指		増加	R14	目標	70	_	-	-			
(成果指		1日が1	K14	実績	65.1	1	ı	_			
()以未担	际)		R2	R3	R4	R5	R6	R7			
		目標	_	_	_	-	-	_			
		実績	-	74.6	_	-	_	_			

指標の選定理由及び目標値の理由

融資をあっせんし、住宅の修築等が促進されることで、住宅の満足度について「満足」又は「やや満足」と回答する区 民の割合が増加するものと見込まれる。(目標値は第7次墨田区住宅マスタープランの成果指標)

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
	高齢者が居住する住宅、子育て世帯の実家等の改修を促進し、既存ストックを生かした住まいの長寿命化を図るため、令和5年度から対象者の拡充等を行った。 今後は、拡充による効果を見極めつつ、より効果的な施策につなげていく必要がある。

課題・問題点

良好な住環境を維持するためには、定期的に自宅のメンテナンスを実施することが重要であるが、そのことに対する区 民の関心は薄いことから、改修の必要性に関する効果的な意識啓発が求められる。

令和5年度 補助金評価シート

補助金名和	住宅修築資金融資利子補助金	主管課・係(担当)								
根拠法令	墨田区住宅修築資金融資あっせん要綱	住宅課・計画担当								
補助概要	「墨田区住宅修築資金融資あっせん要綱」に基づき、住宅の修築等のための資金が不 足する区民に対し、貸付区分に応じた利子等の補助を行う。									
目 的	が取扱金融機関と契約を交わすことで、低利(年2.0%)での借入れを可能とし、区民が住宅の修築等に必要な資金を円滑に確することができるようにする。また、利子の一部又は全部及び保証料の全額補助を行うことで、区民の負担軽減を図る。									
対 象	宅の修築等を行う資金が不足する者									
基準	区独自基準									
補助条件	 ○融資あっせん申込の共通要件 1 申込人又は修築後同居する親族が区内に引き続き1年以上居住していること。 ※令和5年度から「申込人は、修築後居住すること。」に変更 2 前年の所得額が1,200万円以下であること。 3 住民税を滞納していないこと。 4 申込時の年齢が18歳以上であること。(金融機関による) 5 融資を受けた資金の償還及びその利子の支払について、十分な能力を有すること。 6 一般社団法人しんきん保証基金と保証委託契約を結べること。 ○融資あっせんの種類ごとの要件 【一般】住宅の安全性、耐久性又は居住性を高めるための修築等を行う場合 【特別】申込人又は修築後同居する親族が高齢者又は障害者であり、生活しやすくなるように「道路交通騒音防止」住宅部分の開口部、内壁、空気調整機等の改良工事又は取り付け工事を【防災対策】① 耐震対策のために公道等に面したブロック塀の改造工事を行う場合 【変)耐震診断の結果に基づき作成した耐震改修計画により改修工事を行う場合【アスベスト対策】吹付けアスベストの除却及び復旧又は囲い込み等の修繕工事を行う場合【子育て世帯等】申込人が子育て世帯又は若年夫婦であり、子育てや生活がしやすくなるよう※【子育て世帯等】は、令和5年度から追加 	行う場合								
経 過	開始年度 昭和52年度 終了予定 [昭和53年度]環境対策(交通騒音)、防災対策(ブロック塀)融資を追加 [平成8年度]防災対策融資に区の耐震診断助成を受けた上で実施する耐震改修を追加 [平成11年度]墨田区緊急経済対策(第2次)の一つとして、リフォーム市場の活性化を目的とした貸付限度額の引上げ、融資利率 (本人負担率)の引下げを実施(平成13年3月31日まで) [平成17年度]貸付区分に吹付けアスベスト除去等対策融資を追加 [平成19年度]利率を2.6%に引上げ。利子について、特別・道路交通騒音防止は半額補助、防災対策・アスベスト対策は全額補助 (平成23年度]東日本大震災により被害を受けた区民に対し、震災復旧住宅修築資金制度を実施。 罹災住宅改修は利子全額補助 (平成23年度]住宅融資保険制度の改正に伴う見直し。連帯保証人を廃止するとともに、(独)住宅金融支援機構の住宅融資保険への加入から一般社団法人しんきん保証基金との保証委託契約の締結に変更 [平成29年度]利率を2.0%に引下げ [令和2年度~4年度]新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から高齢者・障害者のいる世帯が新しい生活様式に対応するため修築をする場合に、融資あっせんの利子補助を通常の半額から全額とした(令和2年10月1日~令和5年9月30日)。 [令和4年度]①申請時における対象住宅への居住要件を廃止、②融資あっせんの種類に「子育て世帯等」を追加、③特別区分の利子補助率を1/2から所得制限を設けたうえで全額補助に変更(令和5年度開始)									
議会質問の 状況	[平成30年第3定]アスベスト除却費等の助成について [平成30年第4定]ブロック塀除去費の助成について									
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・利子補助は6月、10月、2月の年3回行う。									

3	予算・決算額推移(千円)	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算額(事業費)	1,077	1,033	1,272	1,683	1,522	3,294
決算	算額(令和5年度は見込み)	952	1,021	736	1,462	1,310	3,294
	围						
財源	都						
	その他						
	一般財源	952	1,021	736	1,462	1,310	3,294
	執行率(%)	88.4%	98.8%	57.9%	86.9%	86.1%	100.0%

			指標		融資あっせん	しの決定件数		単 位	件			
			最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1			
			15	R14	目標	3	3	3	3			
		手段に	13	1\14	実績	1	1	4	4			
		対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7			
		(活動指標)	目標	3	3	3	15	15	15			
			実績	4	9	3						
			指標の選定理由及び目標値の理由									
補助金	金の		毎年一定程度、融資のあっせんを行うことで、区民の住宅環境の改善を目指す。令和5年度から事業の拡充を図ったため、目標値を変更する。									
成	果		指標			宅の満足度 プラン改定基		単 位	%			
			最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1			
			増加	R14	目標	70	-	-	-			
		目的に	1974	1/14	実績	65. 1	ı	ı	_			
		対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7			
		(成果指標)	目標	-	-	-	1	-	_			
		(実績	-	74. 6	-	-	-				
			指標の選定理由及び目標値	の理由								
			融資をあっせんし、住宅の修築等が促進されることで、住宅の満足度について「満足」又は「やや満足」 と回答する区民の割合が増加するものと見込まれる。(目標値は第7次墨田区住宅マスタープランの成果 指標)									

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
	高齢者が居住する住宅、子育て世帯の実家等の改修を促進し、既存ストックを生かした住ま
改善・見直しのうえ継続	いの長寿命化を図るため、令和5年度から対象者の拡充等を行った。
	今後は、拡充による効果を見極めつつ、より効果的な施策につなげていく必要がある。

課題・問題点

良好な住環境を維持するためには、定期的に自宅のメンテナンスを実施することが重要であるが、そのことに対する区民の関心は 薄いことから、改修の必要性に関する効果的な意識啓発が求められる。

事 業 名 高齢者向け優良賃貸住宅補助事業費				T T									
主管課・係 (建宅) 全では、			策	212 多様な世帯に対応した、魅力的な住環境を形成する	部内優先順位								
高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対して家賃の減額を行うことで、高齢者の居住の安定確保を図る。	業	Ě	名	高齢者向け優良賃貸住宅補助事業費	15								
安定確保を図る。 安定確保を図る。 安定確保を図る。 安定確保を図る。 (国) に日年以上在住している60歳以上の方(①単身者、②同居する者が配偶者、③同居する者が3親等内でした。 (国) に高齢者の居住の安定確保に関する法律等 ※H23.10 20施行の改正前の規定による。 (都)東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱等 (区) 墨田区高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等、第7次墨田区住宅マスタープラン 実施基準 法令基準 実施方法 一部委託 人員体制・委託先 常勤2・認定事業者から管理を受け、 (異論1、「民間施行方式(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等が建設等し、共給する方法)」で行う。・ (2) 人居資格審査を行う。 (3) 家貫滅額補助・契約家賃と所得に応じた入居者負担額との差額を、1 戸当たり月4万円を限度として、認者に補助する。・家賃対策調整補助金(国費)一補助基本額の45%(交付上限)(セイカガーデニアガーデン)・東京都の家貫滅額補助金(都費)一国費の1/2(日の出ハイツ)・社会資本整備総合交付金(国費)一補助基本額の45%(交付上限)(セイカガーデニアガーデン※国費交付上限の場合)開始年度 平成17年度 平成19年度 第3万円で、全人のサール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					主管課・係(担当)								
対 象 者 区内に1年以上在住している60歳以上の方(①単身者、②同居する者が配偶者、③同居する者が3親等内1上の者) 根 拠 法 令 (題) 旧高齢者の居住の安定確保に関する法律等 ※H23.10.20施行の改正前の規定による。(都)東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱等 (区) 墨田区高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等、第7次墨田区住宅マスターブラン 実 施 基 準 法令基準 実施方法 一部委託 人具体制・委託先 常勤2・認定事業者から管理を受! 理会社 「管理受託型、民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型、民間の土地所有者等が)管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型、民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型、民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型、民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。 「管理は、「管理受託型、民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。 「管理は、「管理受託型、民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。 「会理は、「管理受託型、財際により、大定した場別を行う。) (2) 入居資格審査・抽選により決定した当選者の入居資格審査を行う。(3) 家賃減額補助・契約集団のにたた入居者負担額との差額を、1戸当たり月4万円を限度として、認者に補助する。・家賃減額補助金(国費)一補助基本額の45%(交付上限)(セイカガーデニアガーデン)・東京都の家賃減額補助金(都費)一国費の1/2 ・墨田区の実質補助額→1/4(日の出ハイツ)、32.5%(セイカガーデニアガーデン※国費交付上限の場合) 開始年度 平成19年度 単の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 「平成19年度」建設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 「平成19年度」理設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 「平成19年度」理設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 「平成19年度」建設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 「平成19年度」理改り第2月日 ・セイカガーデニアガーデンの管理開始 33戸(1K+納戸~1DK+納戸)「平成19年度」書前を対する法律の改正による高齢者向け優良賃貸住宅の規定の削に付23.10.20施行)			的	高齢者向け慢良賃貸住宅の人居者に対して家賃の減額を行っことで、高齢者の居 安定確保を図る。	住宅課・居住支援担当 住宅課・居住支援担当								
根拠法令 (国)旧高齢者の居住の安定確保に関する法律等 ※H23.10.20施行の改正前の規定による。 (都)東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱等 (区)墨田区高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等、第7次墨田区住宅マスターブラン 実施基準 実施方法 一部委託 人員体制・委託先 常動之・認定事業者から管理を受け、機能は、「民間施行方式、(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理を受ける、(2)入居資格審査・抽選により決定した当選者の入居資格審査を行う。(2)入居資格審査・抽選により決定した人居省負担額との差額を、1戸当たり月4万円を限度として、認者に補助する。・家賃対策額離補助金(国費)→補助基本額の1/2(日の出ハイツ)・社会資本整備総合交付金(国費)→補助基本額の45%(交付上限)(セイカガーデニアガーデン)・東京都の家賃減額補助金(都費)→国費の1/2・墨田区の実質補助額→1/4(日の出ハイツ)、32.5%(セイカガーデニアガーデン※国費交付上限の場合)開始年度 平成17年度」との出ハイツの管理開始 28戸(1DK~2DK)[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟23戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟23戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟23戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定[平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定					5608-6214								
関連計画	象	泵	者	区内に1年以上在住している60歳以上の方(①単身者、②同居する者が配偶者、③同居する者が3親等内で60歳以 上の者)									
関連計画 (区)墨田区高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等、第7次墨田区住宅マスタープラン 実施 基準 法令基準 実施方法 一部委託 人員体制・委託先 常勤2・認定事業者から管理を受け 理会社 一部委託 人員体制・委託先 常型・認定事業者の多様と問め上地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う 墨田区の等理事業内容 (1)入居者の募集:常時募集(空き家が発生じた際に名簿登録者から抽選を行う。) (2)入居資格審査・抽選により決定した当選者の入居資格審査を行う。 (3)家賃減額補助・契約家賃と所得に応じた入居者負担額との差額を、1戸当たり月4万円を限度として、認者に補助する。・家賃減額補助金(国費)→補助基本額の1/2(日の出ハイツ)・社会資本整備総合交付金(国費)→補助基本額の45%(交付上限)(セイカガーデニアガーデン)・東京都の家賃減額補助金(都費)→国費の1/2・墨田区の実賃補助額→1/4(日の出ハイツ)、32.5%(セイカガーデニアガーデン※国費交付上限の場合) 開始年度 平成17年度 平成17年度 祭7予定 令和7年度・令和9年度 平成17年度 平成17年度 平成18年2月1日~ 日の出ハイツの管理開始 28戸(1DK~2DK) 「平成19年度」平成18年2月1日~ 日の出ハイツの管理開始 28戸(1DK~2DK) 「平成19年度」平成19年9月1日~ セイカガーデニアガーデンの管理開始 33戸(1K+納戸~1DK+納戸)「平成23年度」高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による高齢者向け優良賃貸住宅の規定の削げ(H23.10.20施行)	拠氵	法	令		定による。								
● 高齢者向け優良賃貸住宅の供給と管理 ・供給は、「民間施行方式(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。 ・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。 ・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等がら管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う。 ・ (2) 入居者の募集: 常時募集(空き家が発生じた際に名簿登録者から抽選を行う。) (2) 入居資格審査: 抽選により決定した当選者の入居資格審査を行う。 (3) 家賃減額補助: 契約家賃と所得に応じた入居者負担額との差額を、1戸当たり月4万円を限度として、認済対策調整補助金(国費)→補助基本額の1/2(日の出ハイツ)・社会資本整備総合交付金(国費)→補助基本額の45%(交付上限)(セイカガーデニアガーデン)・東京都の家賃減額補助金(都費)→国費の1/2・墨田区の実質補助額→1/4(日の出ハイツ)、32.5%(セイカガーデニアガーデン※国費交付上限の場合) 開始年度 平成17年度 終了予定 令和7年度・令和9年度 [平成14年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 [平成16年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定 [平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定 [平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定 [平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定 [平成19年度]平成19年9月1日~ セイカガーデニアガーデンの管理開始 33戸(1K+納戸~1DK+納戸)[平成23年度]高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による高齢者向け優良賃貸住宅の規定の削削(円23.10.20施行) 議会 質問 [令和4年予转]高齢者向け優良賃貸住字の管理期間終了後の取扱いについて	連調	計	画		シ								
 ・供給は、「民間施行方式(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行う。・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託して管理する方法)」で行う・登田区の管理事業内容(1)入居者の募集:常時募集(空き家が発生じた際に名簿登録者から抽選を行う。)(2)入居資格審査:抽選により決定した当選者の入居資格審査を行う。(3)家賃減額補助:契約家賃と所得に応じた入居者負担額との差額を、1戸当たり月4万円を限度として、認者に補助する。	施基	基	準		忍定事業者から管理を受託した管								
経 過 [平成14年度]墨田区高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱の制定 [平成16年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 [平成17年度]平成18年2月1日~ 日の出ハイツの管理開始 28戸(1DK~2DK) [平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定 [平成19年度]平成19年9月1日~ セイカガーデニアガーデンの管理開始 33戸(1K+納戸~1DK+納戸) [平成23年度]高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による高齢者向け優良賃貸住宅の規定の削り(H23.10.20施行) 議会質問 [令和4年予特]高齢者向け優良賃貸住字の管理期間終了後の取扱いについて	業「	内	容	・供給は、「民間施行方式(民間の土地所有者等が建設等し、供給する方法)」で行・管理は、「管理受託型(民間の土地所有者等から管理業務者が管理業務を受託●墨田区の管理事業内容(1)入居者の募集:常時募集(空き家が発生じた際に名簿登録者から抽選を行う。(2)入居資格審査:抽選により決定した当選者の入居資格審査を行う。(3)家賃減額補助:契約家賃と所得に応じた入居者負担額との差額を、1戸当たり者に補助する。 ・家賃対策調整補助金(国費)→補助基本額の1/2(日の出ハイツ)・社会資本整備総合交付金(国費)→補助基本額の45%(交付上限)(セイカガー・東京都の家賃減額補助金(都費)→国費の1/2	ンて管理する方法)」で行う。) 月4万円を限度として、認定事業 デニアガーデン)								
経 過 [平成16年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 [平成17年度]平成18年2月1日~ 日の出ハイツの管理開始 28戸(1DK~2DK) [平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定 [平成19年度]平成19年9月1日~ セイカガーデニアガーデンの管理開始 33戸(1K+納戸~1DK+納戸) [平成23年度]高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による高齢者向け優良賃貸住宅の規定の削削(H23.10.20施行) [令和4年予特]高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間終了後の取扱いについて				開始年度 平成17年度 終了予定	令和7年度•令和9年度								
「令和4年予特]高齢者向け優良賃貸住字の管理期間終了後の取扱いについて			過	[平成16年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟28戸の供給計画を策定 [平成17年度]平成18年2月1日~ 日の出ハイツの管理開始 28戸(1DK~2DK) [平成17年度]建設事業者の募集を行い、住宅1棟33戸の供給計画を策定 [平成19年度]平成19年9月1日~ セイカガーデニアガーデンの管理開始 33戸(1K+納戸~1DK+納戸) [平成23年度]高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による高齢者向け優良賃貸住宅の規定の削除									
				令和4年予特]高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間終了後の取扱いについて									
その他 (他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 空き家待機者の募集を随時行っているが、より一層の周知を図っていくため、年に3回(4月、8月、12月)、 特記事項集記事を掲載するとともに、出張所等で募集パンフレットを配布している。	_	-		空き家待機者の募集を随時行っているが、より一層の周知を図っていくため、年に	3回(4月、8月、12月)、区報に募								

子	ダ算・決算	額推移(単	位:千円)	3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	現額(事業	費)	28,669	27,936	29,290	27,898	27,215	29,290
Α	.決算額	(令和5年度)	は見込み)	28,020	27,744	28,255	27,697	26,980	29,290
			五	11,257	13,042	13,360	13,100	12,497	13,848
財	源	者	都	6,614	6,521	6,680	6,514	6,343	6,924
		その	の他						
		一般財源		10,149	8,181	8,215	8,083	8,140	8,518
	\$	執行率(%)		97.7%	99.3%	96.5%	99.3%	99.1%	100.0%
		B.人コスト		3, 937	3, 937	3, 529	5, 277	2, 454	
	総事業	業決算額(A	+B)	31, 957	31, 681	31, 784	32, 974	29, 434	
予算書P(令和5年度) P227				2-4	執行実績執	设告書P(令	和4年度)	P16	7 4

予算・決算の内訳 (単位:千円)										
令和3年度(決算)			令和]4年度(決算	章)	令和5年度(予算)				
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額		
役務費	郵送料	8	役務費	郵送料	8	役務費	郵送料	10		
負担金補助及び交付金	家賃減額補助	27,689	負担金補助及び交付金 家賃減額補品		26,972	負担金補助及び交付金	家賃減額補助	29,280		

	指標	家賃減額補助	費		単位	千円	
手 段 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指標			目標	_	_	_	_
(活動指標)	_	_	実績	28,184	27,585	28,015	27,735
(加到油保)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	_	_	_	_	_	_
	実績	28,245	27,689	26,972			

事業の

家賃減額補助により、良質な高齢者住宅の供給を実現することができているため。ただし、家賃減額補助費は目標と のしてはなじまないため、目標の設定はしない。

成果

1	指標 入居率(年度末時点)						単位	%
目的	に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指		100	R7	目標	100	100	100	100
(成果指			K7	実績	95	98.4	96.7	95.1
(水木油	 示		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	100	100	100	100	100
		実績	100	96.7	98.4			

指標の選定理由及び目標値の理由

入居者は居住の安定確保が図られていると判断されるため、需要度を測る指標として、入居率を成果指標とする(ただし、実績値は年度末時点の数値であり、入居者の入退去のタイミングによっては空き家として反映されることがある。)。

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	供給している住宅への入居希望者は多く、家賃減額補助により、高齢者世帯の居住の安定確保に寄与している。今後も高い需要が見込まれることから、引き続き、法令等に基づいて事業を継続していく必要がある。

課題・問題点

- ・法令に基づいて実施している事業であるため、コスト面等における裁量の余地はほとんどなく、効果も限定的(居住者のみ)である。
- ・高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間は20年間となっているため、それ以降の家賃減額補助の取扱いについては、東京都と協議を進めていく必要がある。

令和5年度 補助金評価シート

補名	助	金 称	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助 主管課・係(担当)							
根	拠 法	令	墨田区高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要綱等	墨田区高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要綱等 住宅課・居住支援担当						
補	助概	要	高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対する家賃の減額に係る補助として、契約家賃と 所得に応じた入居者負担額との差額を、1戸当たり月4万円を限度として、認定事業 者に交付する。	所得に応じた入居者負担額との差額を、1戸当たり月4万円を限度として、認定事業 5608-6214 5608-6214						
目		的	高齢者向け優良賃貸住宅を供給誘導し、入居者に対して家賃の減額(事業者に対する補助)を の居住の安定確保を図る。	行うことにより、高齢者						
対		象	認定事業者等							
基		準	法令基準							
補	助条	:件	・契約家賃と所得に応じた入居者負担額との差額を補助する。 ・1 戸当たり月4万円を限度とする。							
			開始年度 平成17年度 終了予定 令和7年度・	令和9年度						
経		過	●事業経過 [平成17年度] 平成18年2月1日~ 日の出ハイツの管理開始 28戸 (1DK~2DK) [平成19年度] 平成19年9月1日~ セイカガーデニアガーデンの管理開始 33戸 (1K+納戸●補助金額実績 [平成27年度] 26,866千円 [平成28年度] 28,184千円 [平成29年度] 27,585千円 [平成30年度] 28,015千円 [令和元年度] 27,735千円 [令和元年度] 27,245千円 [令和2年度] 27,689千円 [令和3年度] 27,689千円 [令和4年度] 27,689千円	ā~1 DK+納戸)						
	会 質 状		[令和4年予特]高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間終了後の取扱いについて							
そ 特		į.	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ●募集 空き家待機者の募集を随時行っているが、より一層の周知を図っていくため、年に3回(4月に募集記事を掲載するとともに、出張所等で募集パンフレットを配布している。 ●補助金交付スケジュール [第1期]7月(4月~6月分) [第2期]10月(7月~9月分) [第3期]12月(10月・11月分) [第4期]4月(12月~3月分)	、8月、12月)、区報						

3	予算・決算額推移(千円)	3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算額(事業費)	28,659	27,926	29,280	27,888	27,205	29,280
決算	算額(令和5年度は見込み)	28,015	27,735	28,245	27,689	26,972	29,280
	围	11,257	13,042	13,360	13,100	12,497	13,848
財源	都	6,614	6,521	6,680	6,514	6,343	6,924
	その他						
	一般財源	10,144	8,172	8,205	8,075	8,132	8,508
	執行率(%)	97.8%	99.3%	96.5%	99.3%	99.1%	100.0%

		指標		家賃減額	預補助費		単 位	千円		
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1		
				目標	_	_	_	_		
	手 段 に	_	_	実績	28,184	27,585	28,015	27,735		
	対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7		
	(活動指標)	目標	_	_	_	_	_	_		
		実績	28,245	27,689	26, 972					
		指標の選定理由及び目標値の理由								
補助金の		家賃減額補助により、良質な高齢者住宅の供給を実現することができているため。ただし、家賃減額補助費は目標としてはなじまないため、目標の設定はしない。								
成果		指標		単位	%					
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1		
		100	R7	目標	100	100	100	100		
	目的に	100	K/	実績	95	98. 4	96. 7	95. 1		
	 対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7		
	(成果指標)	目標	100	100	100	100	100	100		
	(1307)	実績	100	96. 7	98. 4					
		指標の選定理由及び目標値	の理由							
		入居者は居住の安定確保が だし、実績値は年度末時点の る。)。	図られていると)数値であり、 <i>)</i>	:判断されるたと 人居者の入退せ	め、需要度を測 まのタイミングに	る指標として、	入居率を成果技 家として反映され	指標とする(た れることがあ		

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	供給している住宅への入居希望者は多く、家賃減額補助により、高齢者世帯の居住の 安定確保に寄与している。今後も高い需要が見込まれることから、引き続き、法令等 に基づいて事業を継続していく必要がある。

課題・問題点

- ・法令に基づいて実施している事業であるため、コスト面等における裁量の余地はほとんどなく、効果も限定的(居住者のみ)である。
- ・高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間は20年間となっているため、それ以降の家賃減額補助の取扱いについては、東京都と協議を進めていく必要がある。

施		策	212 多様な世帯に対応した、魅力的な住環境を形成する	部内優先順位				
事	業	名	高齢者等家賃等債務保証制度事業 16					
目		的	保証人がいないことを理由として民間賃貸住宅に入居できない高齢者、障害者及びひ とり親世帯に対し、区と協定を締結した民間保証会社及び国の家賃債務保証業者登録 制度に登録されている家賃債務保証業者が家賃等の債務を保証することで、当該世帯 住宅課・居住支援担当					
			の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する。併せて、保証機関に支払った保証料の 一部を区が助成することで、利用者の負担軽減を図る。	5608-6214				
対	象	者	区内に引き続き1年以上居住しており、保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が以上の単身者又は満65歳以上の者を含む満60歳以上の者のみで構成される世帯)、障	が困難な高齢者世帯(満65歳 害者世帯及びひとり親世帯				
	拠 法 連 計		墨田区高齢者等家賃等債務保証制度実施要綱、第7次墨田区住宅マスタープラン					
実	施基	準	区独自基準 実施方法 直営 人員体制・委託先	常勤2				
事	業内) 容	 申請手順 1 区は、制度の利用希望者に対して、区と協定を締結した民間保証機関を紹介する。 2 利用希望者は、当該保証機関の保証を取り扱う不動産店において賃貸借契約の総に助成の申請を行う。 3 区は、申請内容を審査の上、申請者に助成金を支払う。 ●保証料 1 区と協定を締結した民間保証会社を利用する場合月額家賃と共益費の30%の額(最低限度額15,000円) 2 国の家賃債務保証業者登録制度の家賃債務保証業者を利用する場合賃貸借契約時に家賃債務保証に要する額(最低限度額15,000円) ●保証内容家賃の滞納、死亡時等の残置物処理費及び原状回復費用等(2年間) ●区の助成金(初回契約時のみ)保証料の1/2の額(限度額30,000円) 					
経		過	開始年度 平成17年度 終了予定 以前は、高齢者等から、「保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難」との相談があった際に、保証会社の情報提供のみを行っていたが、平成17年度以降は、区が協定を締結した民間保証機関を直接、利用希望者に紹介する方向へと転換した。 令和5年度からは、国の家賃債務保証業者登録制度の家賃債務保証業者を利用した場合も助成対象とし、助成金の限度額も20,000円から30,000円に拡充した。					
	会質 状		[平成26年決特] 実績が上がっていない理由について [令和2年決特] 事業の実績について					
そ 特	の記事		(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・事業開始当初から日本セーフティ株式会社と協定を締結している。 ・令和2年度から株式会社宅建ブレインズと新たに協定を締結している。					

予算・決算額推移(単位:千円) 3			3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	現額(事業)	費)	30	30	40	40	40	540
A.>	夬算額	(令和5年度)	は見込み)	0	15	27	0	0	540
			E	0	0	0	0	0	30
財	源	者	ĬI	0	0	0	0	0	15
		₹0	D他						
		一般財源		0	15	27	0	0	495
	į	執行率(%)		0.0%	50.0%	67.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	B.人コスト			984	984	882	880	818	
	総事業決算額(A+B)			984	999	909	880	818	
予算書P(令和5年度) P228 2-12(3)			2-12(3)	執行実績執	吸告書P(令	和4年度)	P168	3 7	

予算・決算の	予算・決算の内訳(単位:千円)							
令和	令和3年度(決算)			口4年度(決算	拿)	令和5年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
負担補助金·交付金	債務保証料助成	0	負担補助金·交付金	債務保証料助成	0	負担補助金·交付金	債務保証料助成	540

	指標		助原	戈額		単位	千円
手 段 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指標	40	R7	目標	80	40	40	40
(活動指標)			実績	0	23	0	15
(/口到)1日/示/		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	40	40	40	540	540	540
	実績	27	0	0			

事業の

成

民間賃貸住宅に入居できない高齢者等世帯に対し、実際にどの程度、保証料の助成が行えているかを把握するたの。 のめ。目標値は、過去の実績件数の平均値をもとに設定し、令和5年度以降は支援内容の拡充により数値を見直した。

果		指標		成約件数				件
	目的に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	対する指標	4	R7	目標	8	4	4	4
	(成果指標)	4	17.7	実績	0	2	0	2
	(冰木油体)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	4	4	4	18	18	18
		実績	3	0	0			

指標の選定理由及び目標値の理由

成約により、住宅に困窮する高齢者等世帯の居住の安定確保につながるため。目標値は、過去の成約件数の平均値をもとに2倍に設定した。令和5年度以降は支援内容の拡充により数値を見直した。

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
統合や縮小を検討	「すみだすまい安心ネットワーク」が軌道に乗った段階で、当該ネットワークの「家賃等債務保証料低廉化補助」に統合していくこととするが、生活保護受給者など当該ネットワークの対象外となる高齢者等のために事業を継続する必要がある。

課題・問題点

本事業の利用以前に、高齢等の理由により物件が探せない世帯が多いため、他の入居支援策との複合的な運用を行うなど、事業そのものの見直しを進めていく必要がある。

令和5年度 補助金評価シート

補名	助		金 称	高齢者等家賃等債務保証料助成	主管課・係(担当)
根	拠沒	去 -	令	墨田区高齢者等家賃等債務保証制度実施要綱	住宅課・居住支援担当
補	助机	既善	要	対象者が、区と協定を締結した民間保証会社及び国の家賃債務保証業者登録制度に登 録されている家賃債務保証業者に支払った保証料の1/2の額(限度額30,000円)を助 成している(初回契約時のみ)。	5608-6214
目		f	的	保証料の負担を軽減することで、民間賃貸住宅への入居手続を円滑化させ、対象者の居住の5	定定確保につなげる。
対		1		区内に引き続き1年以上居住しており、保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難が の単身者又は満65歳以上の者を含む満60歳以上の者のみで構成される世帯)、障害者世帯及び	
基		2	準	区独自基準	
補	助多	条(1 対象世帯 (1) 高齢者世帯:65歳以上のひとり暮らし世帯又は65歳以上の者を含む60歳以上の者のみで(2) 障害者世帯:身体障害者手帳4級以上の者又は愛の手帳3級以上の者を含む世帯(3) ひとり親世帯:18歳未満の児童を扶養するひとり親(母子又は父子等をいう)世帯2 区内に引き続き1年以上居住していること。3 区内の民間賃貸住宅(すみだセーフティネット住宅を除く)へ転居すること。4 緊急連絡先(親族、知人等)があること。5 保証人がいないこと。6 保証会社の契約条件を満たすこと。	5構成される世帯
				開始年度 平成17年度 終了予定	
経		ì		以前は、高齢者等から、「保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難」との相談が情報提供のみを行っていたが、平成17年度以降は、区が協定を締結した民間保証機関を直接、向へと転換した。 令和5年度からは、国の家賃債務保証業者登録制度の家賃債務保証業者を利用した場合も財度額も20,000円から30,000円に拡充した。	利用希望者に紹介する方
議の	会質状	質!	問況	[平成26年決特] 実績が上がっていない理由について [令和2年決特] 事業の実績について	
そ 特	の記事		他頃	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・事業開始当初から日本セーフティ株式会社と協定を締結している。 ・令和2年度から株式会社宅建ブレインズと新たに協定を締結している。	

3	予算・決算額推移(千円)	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算額(事業費)	30	30	40	40	40	540
決算	算額(令和5年度は見込み)	0	15	27	0	0	540
	国	0	0	0	0	0	30
財源	都	0	0	0	0	0	15
	その他						
	一般財源	0	15	27	0	0	495
	執行率(%)	0.0%	50.0%	67.5%	0.0%	0.0%	100.0%

		指標		助原			単 位	千円				
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1				
		540	R7	目標	80	40	40	40				
	手 段 に	340	K7	実績	0	23	0	15				
	対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7				
	(活動指標)	目標	40	40	40	540	540	540				
		実績 27 0 0 0										
		指標の選定理由及び目標値	に関連に関連に関連しています。									
補助金の		民間賃貸住宅に入居できない高齢者等世帯に対し、実際にどの程度、保証料の助成が行えているかを把握するたり。目標値は、過去の実績件数の平均値をもとに設定し、令和5年度以降は支援内容の拡充により数値を見直した。										
成果		指標		成約	件数		単 位	件				
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1				
		18	R7	目標	8	4	4	4				
	目的に	10	K7	実績	0	2	0	2				
	対する指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7				
	(成果指標)	目標	4	4	4	18	18	18				
		実績	3	0	0							
		指標の選定理由及び目標値の理由										
		成約により、住宅に困窮す の平均値をもとに 2 倍に設						の成約件数				

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
	「すみだすまい安心ネットワーク」が軌道に乗った段階で、当該ネットワークの「家 賃等債務保証料低廉化補助」に統合していくこととするが、生活保護受給者など当該 ネットワークの対象外となる高齢者等のために事業を継続する必要がある。

課題・問題点

本事業の利用以前に、高齢等の理由により物件が探せない世帯が多いため、他の入居支援策との複合的な運用を行うなど、事業そのものの見直しを進めていく必要がある。

施		策	212 多様な	世帯に対応し	た、魅力的な	よ住環境を形成			部内優先順位					
事	業	名	住宅使用料	¥等滞納整	理事務費				17					
目		的	行うことで、住!	全営住宅等の住宅使用料等滞納者に対して、弁護士による法的措置を含めた対応を 行うことで、住宅使用料等の滞納の減少・解消を図り、区営住宅等の公正・公平で適正 ・維持管理を実現する。										
対	象	者	区営住宅等0	区営住宅等の住宅使用料等滞納者等										
	拠 法 連 計	-	墨田区の債権	権の管理に関	する条例、墨	田区住宅使用	料等の滞納	に係る法的措	置の事務処理要領等					
実	施基	準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制	・委託先	常勤5•弁護士	法人マイスタット法律事務所					
事	業 内	砂	[委託内容] 法律相談、債											
		過	開始年度		平成20年度		終了予定							
経			[平成12年度] 墨田区住宅使用料等の滞納に係る法的措置の事務処理要領の制定 [平成18年度] 墨田区の債権の管理に関する条例の制定											
	会 質 状	問況												
そ 特	の 記事	他項		・年間スケジム納付指導等を		部署等) 「応じて法的措	置を検討する	3 .						

予算・決算	算額推移(単位	位:千円)	3 0 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算	現額 (事業)	費)	783	565	405	281	1,790	1,641
A.決算額	(令和5年度)	は見込み)	36	251	44	13	18	1,641
		E						
財源	者	鄁						
	₹0	D他						
	一般財源		36	251	44	13	18	1,641
	執行率(%)		4.6%	44.4%	10.9%	4.6%	1.0%	100.0%
B.人コスト			4, 922	4, 922	3, 529	4, 398	6, 543	
総事	業決算額(A	+B)	4, 958	5, 173	3, 573	4, 411	6, 561	
予算書P(令和5年度)	P228	2-8	執行実績執	吸告書P(令利	和4年度)	P168	11

予算・決算の	の内訳(単位	[: 千円)							
令 和	口3年度(決算	章)	令 和	口4年度(決算	拿)	令和5年度(予算)			
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額	
役務費	通信運搬料	13	役務費	通信運搬料	18	役務費	通信運搬料	60	
委託料	着手金、報酬等	0	委託料	着手金、報酬等	0	委託料	着手金、報酬等	1,581	

	指標	弁護士委託		単位	件		
手 段 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指標			目標	_	_	_	_
(活動指標)	_	_	実績	2	3	3	1
(加勤油烷)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	_	_	_	_	_	_
	実績	0	0	0		-	

事 成

業の納の減少・解消へとつながっていくため。ただし、本委託には、債権の回収や住宅の明渡しのほかに法律相談等も含果

2		指標	収入未済額(年		単位	千円		
١	目 的 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
	対する指標	0	R7	目標	0	0	0	0
	(成果指標)	U	107	実績	16,237	14,908	13,533	13,572
ľ	(风木珀悰)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績						

指標の選定理由及び目標値の理由

住宅使用料等の滞納の減少・解消が本事業の成果であるため。目標値は、収入未済額の解消とする。

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	早期の督促や分納対応等により、収入未済額は減少傾向にあるものの、古い 債権等に係る困難事案が残っていることから、引き続き、弁護士による法的措置を含めた対応を行うことで、住宅使用料等の滞納の減少・解消を図る。

課題・問題点

古い債権等に係る困難事案については、債務者が死亡、所在不明となっているものがある。調査や相続人への請求等 を行い、滞納の減少・解決へとつなげていく。

施		策	212 多様な	 に対応し	 した、魅力的な	 よ住環境を形	 或する		部内優先順位					
事	業	名	 都営住宅ノ	 \居申込受	 付事務費				18					
				対して、都営住宅に係る情報提供、入居申込みに係る支援等を行う。また、都営			主管課・係(担当)							
目		的	住宅の地元割	当をより多く確		保することで、区民の都営住宅への入居を支援し、住生活		住宅課・公営住宅担当						
			の安定及び向	<u>エ</u> を図る。 					5608-6214					
対	象	者	都営住宅(シル	B営住宅(シルバーピアを含む。)及び都民住宅への入居を希望する区民										
根	拠 法	令	特別区におけ	る東京都の事	務処理の特例 に	関する条例、	持別区における	東京都の事務	5処理の特例に関する条例に 5個数					
関	連計	画	基づき特別区:	が処理する事績	務の範囲等を定 	[める規則、都]	3任毛寺地兀吾	削当事務処理要 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
実	施基	準	都基準	実施方法	直営	人員体制	・委託先		常勤5					
事	業内	容	5月 家旅 8月 家旅 11月 家旅 2月 家旅 〔地元割 7月 ●都民住宅(頁	を向・単身者向 を向(ポイント方 を向・単身者向 を向(ポイント方 募集〕・・・募集家		育て世帯向(別・シルバーピ) 育て世帯向(別・シルバーピ)	7等 Ξ期使用住宅) 7等	等	入居資格審査を行う。					
経		過	R3年度	施 募集] 3 募募 4 戸戸 2 戸戸 3 戸戸 3 募募 4 集 4 で 2 戸元 3 で 4			終了予定							
議	会質	問		•										
の	状	況												
そ	の	册			ール・関連部署		#でも由みみが	可能であるが	. 地元割当については、当該					
	記事		自治体の住民	のみ申込みが	可能となってい	る。※墨田区四	内の都営住宅の)地元割当であ	れば、墨田区民のみ申込み					
	, J		が可能											

寸	7算・決算	額推移(単位	位:千円)	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	現額(事業)	費)	360	379	386	384	97	388
Α	決算額(令和5年度	は見込み)	334	367	376	376	79	388
			E						
財	源	者	鄁	334	367	376	376	79	388
		~0	の他						
		一般財源		0	0	0	0	0	0
	\$	執行率(%)		92.8%	96.8%	97.4%	97.9%	81.4%	100.0%
		B.人コスト		4, 922	4, 922	4, 411	6, 113	7, 953	
	総事	業決算額(A	+B)	5, 256	5, 289	4, 787	6, 489	8, 032	
予	·算書P(台	6和5年度)	P228	2-6	執行実績報	報告書P(令	和4年度)	P168	8 8

予算・決算の	予算・決算の内訳(単位:千円)							
令和] 3 年度(決算	算)	令和]4年度(決算	章)	令和5年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	印刷製本費等	287	需用費	印刷製本費等	0	需用費	印刷製本費等	306
役務費	郵送(配送)代	89	役務費	郵送(配送)代	79	役務費	郵送(配送)代	82

	指標	 都営住宅(地方	元割当)募集案	単位	部		
手段に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指標	850	R7	目標	850	850	850	850
(活動指標)	000	Κ/	実績	地元割当なし	767	740	602
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	850	850	850	850	850	850
	実績	589	753	地元割当なし			

住宅確保要配慮者等の住生活の安定確保のためには、都営住宅に係る情報提供等を繰り返し行っていくことが重要である。都営住宅に係る情報を必要とする区民に対して、着実に募集案内(申込書等)の配布を行っていくことを目標とする。

成	果
יאנו	*

	指標	都営住宅(地方	元割当)の抽せ	単 位	倍		
目的(最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
対する指		R7	目標	25	25	25	25
(成果指標			実績	募集実施なし	76	75	58
()从未泊标		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	25	25	25	25	25	25
	実績	74	30	募集実施なし			

指標の選定理由及び目標値の理由

都営住宅の地元割当をより多く確保し、都営住宅(地元割当)の抽せん倍率を区営住宅の抽せん倍率並みにまで低下させることを目標とする。

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	都営住宅については、今後も高い需要が見込まれることから、引き続き、地元 割当の確保について、東京都に対して働き掛けを行っていく。また、区民が必 要とする情報を確実に提供することができるよう、更なる情報発信に取り組ん でいく。

課題・問題点

例年、都営住宅の地元割当が少なく、非常に高い抽せん倍率となってしまっている実態がある。

施		策	212 多様な	世帯に対応し	た、魅力的な	は住環境を形成	成する		部内優先順位
事	業	名	都市計画事務(集合住宅条例に係る事務) 19						
			集合住宅の					主管課・係(担当)	
目		的	整備を促し、地			好な近隣関係の			都市計画課・都市計画・開発調整担当
			る。 						5608-6265
対			一定規模以上	の集合住宅を破	建築する事業者	当等			
	拠法					整備及び管理に 整備及び管理に		仁·坦·印	
	連計	亘	区独自基準	実施方法	る店住環境の3 直営	と		11 及 列	 常勤6
<u></u>	ル 全	=	区独日至午	大师门伍		八只杯间	女 8 6 7 6		市到り
事	業内		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	●対象事業 共同住宅、寄宿舎、長屋を建設する事業のうち、 ・総住戸数(住室数)15戸(室)以上 ・地上3階建て以上かつ総住戸数(住室数)10戸(室)以上 ●事業者による協議申請前の地域団体への説明、集合住宅条例に基づく説明会の実施 ●事業者による良質な住まいの提供 ・住居の専有面積(25㎡以上)、居室の天井高(2.3m以上)等の確保、多様な世帯向けの住戸整備、 バリアフリーに配慮した住戸整備等 ●事業者による施設整備の実施 ・交通処理上有効な道路の整備、市街地環境の向上及び地域環境の充実のため、緑地、空地、防災水利、 自転車置場、駐車場等の整備 ・良好な都市景観への配慮、良好な市街地の形成のための近隣への十分な配慮 ・事業区域の面積が5,000㎡を超える事業者との公共・公益協議の実施 ●区による、協議申請の受付、審査、協議合意、現場立会い、適合証の発行					
			開始年度		平成20年度		終了予定		なし
経		過	平成20年3月 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、同規則制定 (平成20年7月施行) ※地階を除く5階以上の共同住宅を条例上の対象、小規模集合住宅(全住戸数が5戸 以上のもの)を開発指導要綱で対象としていた。 平成24年3月 同条例、規則改正(平成24年4月施行) ※東日本大震災の発生を踏まえ、地震災害対策を義務付け、事業対象規模の整理、ファミリー住戸の附置割合の拡大、ファミリータイプ住戸の誘導規定による事業者の選択肢の拡大 ア成27年6月 同規則改正(平成27年12月施行) ※住戸の専用面積に応じた自転車置場の附置義務台数の見直し						
議	会質	問							
の	状	況							
そ 特	の 記事		(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 令和4年度末時点 ・条例のみで協議している区…13/23区 ・条例と開発要綱の両方で協議している区…7/23区 ・開発指導要綱のみで指導している区…3/23区						

予算・決算	類類推移(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
予算	現額 (事業費)						
A.決算額	(令和5年度は見込み)						
	国						
財源	都						
	その他						
	一般財源	0	0	0	0	0	0
執行率(%)		-	-	-	-	1	_
B.人コスト		24, 609	59, 061	52, 932	52, 774	49, 074	
総事業決算額(A+B)		24, 609	59, 061	52, 932	52, 774	49, 074	
予算書P(台	分和5年度)	-	執行実績幸	设告書P(令和	14年度)		

予算・決算の	予算・決算の内訳(単位:千円)							
令和]3年度(決算	算)	令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額

	指標	条例対象物件 合	のうち協議成立	なした集合住宅	の計画の割	単 位	%
手 段 に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
対する指標	100	R7	目標	100	100	100	100
(活動指標)		K/	実績	100	100	100	100
(心劉珀倧)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100			

条例の協議対象となる集合住宅の全物件について指導、誘導を行い、条例に基づく施設の計画(最低住戸面積、バリアフリー対応、地震対応、戸数によるワンルームタイプとファミリータイプの比率等)がされ協議成立した割合を活動指標とする。

成 果

		指標	条例に基づき	例に基づき適切に整備された集合住宅の割合				%
١	目 的に	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
П	対する指標	79	R7	目標	70	71	72	73
П	(成果指標)	19	K/	実績	70	72	80	84
ľ	、风未拍标)		R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	74	75	76	77	78	79
		実績	79	89	78			

指標の選定理由及び目標値の理由

条例の協議対象となるすべての集合住宅を適切に指導、誘導することで良質な住宅ストックを形成していく。 (R4年度完了検査件数120件中、適合件数94件)

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	集合住宅の建築計画について事業者を指導誘導することにより、良好な居 住環境及び良好な近隣関係の形成が図られている。

課題・問題点

社会経済状況の変化や新しい生活様式などの社会潮流、国の動向などに柔軟に対応し、効果的かつ実行力のある 規制及び誘導を行う必要がある。